

## 1945年～1950年代

### 消費者問題の草創期

第二次世界大戦が終結すると、人々は生活用品の欠乏、ヤミ物資、不良品、量目不足に悩まされました。これらに立ち向かうために、特に大都市で、物不足や不良品、物価の高騰に悩んでいた消費者による運動組織が誕生しました。

主婦たちは身の回りや台所に直結した生活防衛のための運動を起こし、これに多くの人たちが賛同し運動が発展しました。こうした中で、主婦連合会を始めとする複数の消費者団体が、暮らしの問題を取り上げる運動体として立ち上がりました。

また、戦前、購買組合として活動していた生活協同組合は、戦後各地で再建されました。こうして、主婦連合会、日本生活協同組合連合会などの消費者団体が集まり、全国消費者団体連絡会が結成されました。1957年には、第1回全国消費者大会を開催し、消費者主権を盛り込んだ「消費者宣言」を採択しました。

一方で、日本経済は朝鮮戦争（1950年～1953年）特需を経て奇跡的な復興を遂げました。「もはや戦後ではない」（1956年「経済白書」）といわれ、大量生産によって物不足は急速に解消し、テレビ・洗濯機・冷蔵庫の3つの家電製品が「三種の神器」といわれ、生活様式も変化しました。しかし、大規模な工場生産された商品に一度問題が生じると、健康被害などの同種の被害が広範囲にわたって大量に発生するという現代的な消費者問題が起こり始めました。

（ ）内は、西暦を表しています。

☞ \*印には解説があります。

#### 消費者問題と世の中の出来事

- ・食糧メーデー「米よこせ大会」(1946) \* 1
  - ▶ 日本国憲法公布 (1946)
- ・不良マッチ追放主婦大会 (1948) \* 2
  - ▶ テレビ放送開始 (1953)

(次ページに続く→)

#### 消費者行政に関する出来事

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）公布 (1947)
- ・食品衛生法公布 (1947)
- ・農薬取締法公布(1948)
- ・工業標準化法（JIS 法）公布 (1949)
- ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）公布 (1950)
- ・利息制限法公布 (1954)

(次ページに続く→)

**消費者問題と世の中の出来事**

- ・ 森永ヒ素ミルク中毒事件（1955） \* 3
- ・ 熊本県で水俣病発生（1956） \* 4
- ・ 第1回消費者大会開催 「消費者宣言」採択（1957）
  - ▶ 東京タワー完成（1958）

**消費者行政に関係する出来事**

- ・ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律公布（1954）
- ・ 1946年に設立された経済安定本部が、経済審議庁を経て、経済企画庁と改称（1955）
- ・ 繊維製品品質表示法公布（1955） \* 5

**《主な出来事》****\* 1 食糧メーデー「米よこせ大会」**

（1946）第二次世界大戦後、深刻な食糧危機にたまりかねた大阪鴻池新田の主婦 15 人が、1945 年 10 月、米穀配給公団に風呂敷を持って押し掛けて遅配・欠配分の米を要求しました。これが「米よこせ（風呂敷デモ）」事件です。同様の「米よこせ運動」は各地で巻き起こり、1946 年に東京都世田谷区で「米よこせ大会」が開かれたのに続いて、同年 5 月 19 日に皇居前広場で「飯米獲得人民大会」（通称「食糧メーデー」）が開かれました。労働者や主婦ら約 25 万人が集結して食糧事情の現状を訴え、人民民主政府樹立を要求しましたが、翌日のマッカーサーの「暴民デモ許さず」との声明で運動は鎮静化しました。

**\* 2 不良マッチ追放主婦大会（1948）**

当時は原材料の不足もあり、大量の不良マッチが配給品として出回りました。奥むめお氏は、東京で「不良マッチ追放主婦大会」（当時の名称は「不良マッチ退治主婦大会」）を開き、主婦たちが燃えないマッチを持ち寄って優良マッチとの無料交換に成功し、不良品の混入率の基準が引き下げられるという成果を上げました。同年 10 月には「台所の声を政治に」をスローガンに、命と暮らしを守るため主婦連合会（主婦連）が結成されました。その後、各地で草の根の消費者団体が結成され、物価、物不足、品質、安全、表示など暮らしの問題から消費者の声を発信することが消費者運動の原点になっていきました。

### \* 3 森永ヒ素ミルク中毒事件（1955）

1955年、西日本一帯で衰弱死や肝臓肥大を起こす乳児が続出しました。森永乳業徳島工場で、原乳の乳質安定剤（酸度安定剤）として、粉ミルク製造工程で純度が低い工業用の第二リン酸ソーダを検査なしで使用したため、第二リン酸ソーダに含まれていたヒ素が粉ミルクに混入したのが原因でした。被害者数は、全国で1万2,000人を超え、死亡者も100人を超える食品公害となりました。ヒ素中毒の後遺症を訴える関係者による追跡調査が行なわれ、その報告書は事件発生の14年後に「14年目の訪問」として公表されました。この報告により、深刻な後遺障害が明るみに出て大きな社会的反響を呼びました。損害賠償を求める民事訴訟でも企業責任が追及され、1974年、森永乳業が資金を拠出し、被害者救済のための「ひかり協会」が設立され、現在も救済事業が続けられています。

### \* 4 熊本県で水俣病が発生（1956）

熊本県水俣市では1950年代前半から、猫の死亡などの異変が相次ぎ、1956年には住民に激しい痙攣（けいれん）を伴う病気の発生が公式に確認されました。主な症状は神経系疾患で、感覚障害、運動障害、求心性視野狭窄（きょうさく）、聴力障害などです。当初は原因不明の病気、風土病といわれ、原因究明に数年を要しました。水俣病は、化学工場の日本窒素肥料株式会社（後に新日本窒素肥料株式会社。現在のチッソ株式会社。）水俣工場の工場排水に含まれるメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べて発生したメチル水銀中毒でした。母親の胎内でメチル水銀に侵され、障害を持って生まれる胎児性水俣病も発生しました。

1968年、国はチッソの工場排水が水俣病の原因と認め、チッソは原因となったアセトアルデヒドの製造を中止しました。

その後患者の救済に関して、国が定めた水俣病認定基準を巡る訴訟が続きました。政府からも解決策が出され、また、最高裁判所が国の認定基準より幅広い救済を認める判決を出しました。2009年には水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立し、国の被害者救済は終結へと向かっていますが、今なお各地で訴訟が続いています。

## \* 5 繊維製品品質表示法（1955）

粗悪な繊維製品が出回ったほか、合成繊維の急速な普及などによって、繊維の複雑化・多様化が進み、消費者にとって繊維製品の品質を見分けることが難しくなっていました。これによって、消費者が正しい取扱いができず、思いもよらぬ被害を受ける事例が増えたため、一般消費者の利益を保護することを目的として、繊維製品の正しい品質表示を行うことを義務付ける繊維製品品質表示法が制定されました。

1962年に、この法律は、同年に制定された家庭用品品質表示法に吸収されました。

